

5 漁船乗組員給与保険事業

漁船乗組員給与保険事業は、漁船の乗組員が抑留された場合における給与を保障するため、漁船保険組合が保険事業を行い、その保険責任の9割について国が再保険している。9年度の保険契約は、226件であり、北部漁場226件、西部漁場0件、南部漁場0件であった。

また、保険金を支払ったものは0件であった。

第8節 漁業災害補償制度

1 概 況

本制度は、漁業協同組合等の協同組織を基盤とする漁業共済団体（漁業共済組合及び同連合会）が行う漁業共済事業及び漁業再共済事業並びに政府が行う漁業共済保険事業により中小漁業者の相互救済の精神を基調としてその営む漁業につき異常の事象又は不慮の事故によって、受ける損失を補てんするために必要な給付を行い、中小漁業者の漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的とするものであ

表18 漁業共済事業引受・支払状況（10年3月末現在実績数値）

区 分	件 数	引 受 (9年度契約分)			支 払 (8年度契約分)		支 払 (9年度契約分)	
		共 済 限 度 額 又は共済価額	共済金額	純共済掛金	件 数	支払共済金	件 数	支払共済金
		百万円	百万円	百万円	件	百万円	件	百万円
(漁獲共済)	件							
採貝・採そう業	288	19,809	16,139	896	108	330	9	28
2号漁業	9,017	101,091	74,082	2,923	2,165	1,631	24	17
まき網・敷網漁業	382	57,436	21,972	974	57	653	17	90
ひき網漁業	938	70,693	37,104	1,058	272	1,565	8	7
釣り・はえ縄漁業	566	43,496	15,539	640	193	510	24	37
その他の漁船漁業	598	16,681	9,057	382	121	175	1	0
定置漁業	2,073	81,839	54,575	2,684	782	3,130	333	1,138
計	13,862	391,045	228,469	9,557	3,698	7,994	416	1,318
(養殖共済)								
かき	2,740	11,166	6,779	714	669	545	409	292
1年貝真珠	1,148	7,033	4,888	280	532	401	229	163
2年貝真珠	657	2,889	2,332	138	411	179	202	105
1年魚はまち	436	7,918	5,133	230	78	217	9	19
2年魚はまち	1,082	48,346	34,815	1,374	171	484	42	145
1年魚たい	159	2,421	1,181	105	44	66	1	0
2年魚たい	610	10,218	4,673	133	19	25	4	4
3年魚たい	385	11,610	6,062	135	21	50	1	1
ぎんざけ	59	2,381	1,782	88	37	72	-	-
ふぐ	156	3,187	2,192	169	75	140	28	95
1年魚かんばち	169	7,131	6,187	216	21	141	2	31
2年魚かんばち	195	9,294	7,331	246	3	5	3	23
ひらめ	44	678	463	22	16	20	-	-
(赤潮特約)	(7,031)	(120,068)	(81,826)	757	6	39	64	75
計	7,840	124,270	83,818	3,850	2,097	2,344	930	878
(特定養殖共済)								
のり	774	75,163	46,369	1,837	164	1,026	-	-
わかめ	391	5,469	4,750	302	163	377	-	-
こんぶ	827	6,487	4,115	188	97	34	-	-
真珠母貝	197	1,129	946	54	174	205	107	150
ほたて貝	446	11,767	8,251	357	37	48	-	-
計	2,635	100,015	64,430	2,739	635	1,689	107	150
(漁具共済)								
定置網	274	2,840	1,402	94	25	78	7	30
まき網	26	465	148	33	10	28	6	15
計	300	3,305	1,550	127	35	106	13	45
合 計	24,637	618,635	378,266	16,273	6,465	12,134	1,466	2,391

る。

近年の我が国水産業を取り巻く情勢は、周辺水域の資源状況の悪化、漁業就業者の減少・高齢化など依然として厳しく、漁業経営は困難な現状におかれており、経営安定に漁業共済の果たす役割はますます重要となっている。

このような中で、9年度の加入状況は、加入件数24,637件、共済金額3,782億6,618万円、純共済掛金162億7,299万円であった。この加入実績は、前年度実績3,735億1,913万円に対し1.3%増（47億円増）となった。この内訳は、漁獲共済の前年度比1.1%増（26億円増）、養殖共済の前年度比4.2%増（35億円増）、特定養殖共済の前年度比2%減（13億円減）、漁具共済は前年度とほぼ同額となっている。

なお、8年度分に係る支払い状況は、支払い件数6,465件、支払い共済金121億3,405万円であった。

2 漁業共済事業

(1) 漁獲共済

この共済は、漁業者の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額が共済限度額（過去一定年間の漁獲金額を基準として漁業者ごとに定める一定額）に達しない場合の損失について共済金を支払う事業である。

9年度の契約件数は、13,862件と前年度の13,919件に比べ減少し、共済金額では、2,284億6,866万円と前年度2,259億147万円に比べ1.1%の増加を示した。

なお、8年度契約分に係る支払い状況は、10年3月末現在で支払い件数3,698件、共済金79億9,425万円であった。

(2) 養殖共済

この共済は、養殖中の水産動植物又はその養殖に共用中の養殖施設が、台風や津波、赤潮等の災害により死亡、流失、損壊した等の損害について共済金を支払う事業である。

9年度の契約件数は、7,840件と前年度の7,882件に比べ減少し、共済金額では、838億1,764万円と前年度803億2,099万円に比べ4.2%の増加を示した。

なお、8年度契約分に係る支払い状況は、10年3月末現在で支払い件数2,097件、共済金は23億4,440万円であった。

(3) 特定養殖共済

この共済は、特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額が共済限度額（過去一定年間の生産金額を基準として漁業者ごとに定める一定額）に達しない場合で、かつ、その生産数量が一定の数量に達しなかった場合の損失及び特定養殖業に係る養殖施設の共用

中における損壊、流失等があった場合の損害について共済金を支払う事業である。

9年度の契約件数は、2,635件と前年度の2,601件に比べ増加し、共済金額では、644億2,972万円と前年度657億4,136万円に比べ2%の減少を示した。

なお、8年度契約分の支払い状況は、10年3月末現在で支払い件数635件、共済金は、16億8,946万円であった。

(4) 漁具共済

この共済は、共済目的たる漁具が漁業の操業中に流失、損壊等の事故による損害について共済金を支払う事業である。

9年度の加入件数は、300件と前年度の313件に比べ減少し、共済金額では、15億5,016万円と前年度15億5,529万円とほぼ同額を示した。

なお、8年度契約分の支払い状況は、10年3月末現在で契約件数35件、共済金は、1億594万円であった。

3 財政措置

9年度においては、漁業共済の加入者に対する共済掛金についての国庫補助額は73億2,302万円であった。

また、漁業共済組合及び連合会に対して、事業実施に必要な経費のうち人件費等について5億6,308万円の助成を行った。

第9節 沿岸・沖合漁業

1 漁業生産調整組合

平成9年度末における漁業生産調整組合は、まき網漁業関係4（北海道さばまき網漁業生産調整組合、北部太平洋海区まき網漁業生産調整組合、山陰まき網漁業生産調整組合及び日本旋網漁業生産調整組合）、さんま漁業関係1（全国さんま棒受網漁業生産調整組合）、いかつり漁業関係1（八戸いか釣漁業生産調整組合）、さばつり漁業関係1（東日本さば釣漁業生産調整組合）の7組合であるが、根拠法である漁業生産調整組合法が「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（平成9年法律第96号）」の施行に伴い廃止された。これにより現存する漁業生産調整組合は平成11年3月31日までに解散することとなっている。

2 沖合底びき網漁業

(1) 総 論

概要：沖合底びき網漁業は15t以上の動力漁船によ

り底びき網を使用し、北緯25度以北、東経153度以西と東経128度30分（一部128度）の線により囲まれた太平洋、オホーツク海及び日本海で行う漁業である。操業区域は46区分に細分化されており操業は資源保護上及び漁業調整上の厳しい制限のもとに主に自県沖で行われている。

許認可隻数：9年末で525隻であった。

船型：160tまで12階層に分かれるが新66～新75t階層が最も多く109隻となっており新30t未満階層の98隻がこれに次いでいる。

漁法：かけまわし、トロール及び2そうびきであり、オッタートロールは北海道周辺及び宮城～千葉までの沖合で操業しており、2そうびきは岩手の一部、太平洋南海区及び島根～福岡で操業している。北海道及びその他の海域においては主としてかけまわしによる操業が行われている。

漁獲量：8年は50万tで前年に比べ2万t減少した。魚種別にはすけとうだら15万7千t、ほっけ11万t、かれい類2万tとなっている。

(2) 海 区 別 概 要

北海道区：許認可隻数88隻、111～160t型船で北海道周辺海域及びロシア200海里水域内においてかけまわし及びトロールにより操業している。主要漁獲魚種はすけとうだら、ほっけ、いかなご、かれい、ずわいがに。

太平洋北区：許認可隻数143隻。主に30t未満船及び55～75t型船で青森～千葉県をかけまわし、2そうびき及びトロールにより操業している。主要漁獲魚種はすけとうだら、まだら、かれい類。

太平洋中南区：許認可隻数31隻。30～50t型船によるかけまわし及び75～125t型船による2そうびきにより愛知～鹿児島県沖で操業している。主要漁獲魚種はえそ、いか、にぎす。

日本海北区：許認可隻数93隻。主に60t未満船で青森沖、佐渡沖、能登沖でかけまわしにより操業を行っている。主要漁獲魚種はほっけ、すけとうだら、かれい。

日本海西区：許認可隻数170隻。山陰～対馬沖が主漁場。110t未満船によるかけまわし及び2そうびきが行われている。主要漁獲魚種はいか、かれい類、ずわいがに。

3 小型底びき網漁業

小型底びき網漁業は総トン数15t未満の動力漁船により底びき網を使用して営む漁業であり、地先沿岸を漁場とするものから沖合域を漁場とするものまで地域により多様であって、沿岸漁業の中においては、釣、

延縄とともに代表的な地位を占めている。本漁業は他種沿岸漁業と比較すると、漁獲効率が高く、資源に及ぼす影響が大きい。また、漁場が競合する同業種間、あるいは他種沿岸漁業との間において漁業者同士の紛争が発生する恐れがあるので、漁業調整上の見地から都道府県知事が許可することができる隻数の最高限度を農林水産大臣の告示により定めている。また、海域によっては船舶の総トン数若しくは馬力数の最高限度を定めることができることとなっているほか、漁具漁法についても漁獲効率が高い2そうびき漁法、網口開口板等の使用を農林水産大臣が特に定める海域以外は禁止している。本漁業の9年の許可総枠隻数22,368隻である。8年の漁獲量は約47万1千tで前年に比べ約1%減となっている。漁獲物はひらめ、かれい類、えび類の中高級魚が多く、生鮮、そう菜物として利用されている。

また、59年度から当該漁業のうち、特に経営の悪化が著しいものについては、特定漁業生産構造再編推進事業及び資源管理型漁業構造再編緊急対策事業により漁船の隻数の縮減を計り、漁業の生産及び経営の安定が図られている。

4 まき網漁業

10年1月現在の大中型まき網漁業の許認可隻数は、256隻であった。

また5t以上40t未満（北部太平洋海域においては15t未満）の中型まき網漁業の大臣枠付隻数は、10年1月現在で653隻となっている。8年におけるまき網漁業の漁獲量は194万t（うち大中型まき網漁業138万t）で、前年より約9万tの増となった。これは主としてさば類の漁獲増によるものである。

5 ずわいがに漁業

日本海及びオホーツク海のずわいがにには、主として沖合底びき網漁業、小型機船底びき網漁業及びかご漁業により漁獲されている。ずわいがにを漁獲目的とする10t以上船（沖合底びき網漁業を除く。）については大臣承認となっており、沖合底びき網漁業も含めて、ずわいがにの漁獲時期、体長制限等を省令で規制している。9年度の承認隻数は小型機船底びき網漁船143隻、かご漁船21隻の計164隻であった。9年のずわいがにの全国漁獲量は約4千tである。

6 さんま漁業

9年度のさんま漁業の大臣承認隻数は253隻で、前年度から10隻減少している。

9年の漁獲量は前年比33%増の約28万4千tで前年に比べ約7万t増加した。

7 いかつり漁業

いかつり漁業は、かつて沿岸零細漁業から沖合漁業へ、さらには海外漁業へと発展してきたが、魚価の低迷等により100t以上の専業船を中心に経営不振が続いている。

いかつり漁業は大きく分けると船舶の総トン数により、その制度的扱いを異にしている。総トン数30t以上の動力漁船によりいかつり漁業を営む場合は農林水産大臣の承認を必要とし、30t以上139t未満の漁船によるものを「中型いかつり漁業」、139t以上の漁船によるものを「大型いかつり漁業」と称し操業海域等を区分している。30t未満の漁船については農林水産大臣の承認を必要としないが、それぞれの都道府県の事情に即した知事許可等の取り扱いが行われている。

10年度の承認隻数は大型いかつり漁業が82隻、中型いかつり漁業が304隻である。また、30t未満船は全国で約2万2千隻が稼働している。

いかつり漁業はするめいか資源の減少等により、漁業経営が大きく圧迫されていることから、生産構造の再編を推進するため、特定漁業生産構造再編推進事業により、中型いかつり漁業については57年度から3年間で160隻の減船を実施し、63年度は海外いかつりの廃業見合いとして91隻減船した。大型いかつり漁業については59年度から2年間で20隻の減船を実施した。

その後、海外いかつり及び小型いかつり漁業による大量水揚げにより、いかなの需給関係が崩れ魚価が暴落した。このような状況に対処するため、中型いかつり漁業については、特定漁業生産構造再編推進事業により2年度から3年間で114隻の減船を実施した。

8 いか・かじき等流し網漁業

(1) いか流し網漁業

いか流し網漁業は、北太平洋の公海に広く低密度で分布する大型のあかいか（3～4kg）を主として漁獲する農林水産大臣承認漁業であったが、3年の第46回国連総会における公海大規模流し網漁業に関する決議により、4年12月末をもって停止となった。

一方、同決議は、流し網という漁法の否定であって、あかいかの漁獲そのものを否定するものではないため代替漁法によるあかいか漁業の継続の途は残されている。

このため、いか流し網漁業の代替漁法への転換を図り、もってあかいか漁業の継続を目指すことを目的と

して、漁法の転換をする漁業者には、転換に必要な特別の融資措置を講ずることとしている。また、5年度から、北太平洋あかいか釣り漁業等の試験操業の許可を発給しており、とりわけ、水産庁においては、あかいか釣り漁業を安定的に継続していくために、より精緻で組織的な調査を行い、アカイカを対象としたイカ釣り漁法による漁場の開発を図るため、いか釣り新漁場開発調査（北太平洋海域）を8年度より10年度の3か年計画で実施しているところである。

(2) かじき等流し網漁業

かじき等流し網漁業は大目流し網漁業と称してかじき、かつお又はまぐろをとることを目的とした漁業であり、三陸沖を中心に古くから行われ基本的には自由漁業となっていたが、国際環境の変化により元年8月届出制とした。さらに、公海における操業が3年の第46回国連総会の決議により、4年12月末をもって停止となったことに伴い、我が国200海里においては、公海域からの転換等により届出海域における漁獲努力量が増加する恐れがあるので、5年4月より、知事許可又は海区承認による規制が行われている海域以外は操業禁止区域となった。本漁業の9年の漁獲量は約4千tであった。

9 遊漁・海面利用

近年の海に対する国民の関心の高まりの中で、海洋性レクリエーション人口の増加、行動範囲の広域化が顕著であり、また、これに伴い漁業との間で海面の利用をめぐるトラブルが頻発している。このため、各沿岸都道府県において海面利用協議会、地区協議会を開催するとともに、沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）に基づく漁場利用協定の締結を促進して、遊漁者と漁業者の協議・合意を通じた漁業と遊漁の漁場利用秩序の確立に努めた。また、遊漁者に対して、漁業関係法令、釣りマナー等漁場利用に必要な知識を周知、広報するための事業、漁業と海洋性レクリエーションにおける海面利用の円滑化を図るため、海面利用におけるマナー定着化教材の作成及び漁港等の水産関連施設の利用・管理マニュアル作成のための調査を実施するとともに青少年を中心に水産資源の有効利用の重要性について認識を育み漁業への理解を促進するための水産教室等の開催、釣り人に対し、釣りマナー、釣場ルール、水産資源保護、釣場環境保全、釣場の安全等の指導を行う者を育成する釣り指導員育成事業を引き続き実施した。

遊漁船業については、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）が元年から施行されたこと

に伴い、法制度の周知徹底、事故防止等を図るための遊漁船業安全・適正化推進事業等を実施するとともに、遊漁船業の実態把握を迅速に行うための遊漁船業届出情報処理事業、遊漁船業者等の組織化及び漁場利用協定の締結を促進するための遊漁・遊漁船業組織化等促進事業を引き続き実施した。

また、海洋性レクリエーション関係者に対する海面利用のルール等の普及・啓発を図る漁業活動円滑化促進啓発事業及び漁業体験等による都市と漁村との交流を推進するため、その地域的取り組みのリーダーとなる都市漁村交流推進員を育成するため、都市漁村交流推進事業を実施した。

10 沿岸・沖合等漁業の取締り

沿岸・沖合等漁業に関する水産庁の取締りの主対象は沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業、中型いかつり漁業、さんま漁業、ずわいがに漁業及びかじき等流し網漁業であるが、都道府県知事の所管である小型底びき網漁業等の沿岸漁業についても併せて指導取締りを行っている。このほか、韓国、中国漁船の監視、指導及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律に基づき、ロシア等外国漁船の取締りも実施している。これらの漁業指導取締りのため、漁業取締船（官船5隻、用船25隻）が本庁、漁業調整事務所、沖縄総合事務局に配置され常時取締りに当たっているが、特に季節的・地域的に問題のある海域については、漁業秩序維持のための随時漁業取締船と航空機を派遣し、海・空一体の連携取締りを実施し効果をあげている。また、水産庁及び各都道府県の取締りによって検挙された漁業法令違反については、司法処分として検察庁に送致するほか、沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業、中型いかつり漁業及びずわいがに漁業等の農林水産大臣の処分に係る漁業については農林水産大臣が、また、都道府県漁業調整規則等の違反については各都道府県知事がそれぞれてい泊港及びてい泊期間を指定して当該違反漁船のてい泊を命ずる行政処分を実施している。

しかし、最近は違反が多発化・悪質巧妙化し、特に沖合底びき網漁業、小型底びき網漁業は複雑な入会関

係にあり資源保護や指導取締りの点において、自県沖合海域のみでなく数県の沖合にまたがるものが多く、他の沿岸漁業との紛争を引き起こす等漁業秩序維持のうえで問題が生じている。

水産庁及び各都道府県の9年度における漁業法令違反の検挙数は515件で、内訳は小型底びき網漁業175件、小型底びき網漁業を除く都道府県知事許可漁業224件、沖合底びき網漁業13件、漁業権漁業19件、大中型まき網漁業4件、いかつり漁業21件、べにずわいがに漁業3件、その他56件となっている。

第10節 遠洋・北洋漁業

1 さけ・ます漁業

9年度のさけ・ます漁業については、日ロ漁業合同委員会第13回会議及び民間協議の結果を受け、日本200海里内において5,123tの漁獲限度量及びロシア200海里内において26,250tの漁獲割当量となった。

(1) 中型さけ・ます流し網漁業

ア 太平洋海域

太平洋中型さけ・ます流し網漁業は、4年度からの公海操業の停止を受け、ロシア200海里内のみの操業となっている。9年度の漁獲割当量は22,760tで、78隻が5月15日から7月30日まで操業し、漁獲実績は22,166tであった。

イ 日本海海域

14隻が、日本200海里内において957tの漁獲限度量で3月27日から6月22日まで操業を行い、漁獲実績は711tであった。

また、2隻がロシア200海里内において、250tの割当量を受け、5月10日から7月2日まで操業し、漁獲実績は193tであった。

(2) 太平洋小型さけ・ます流し網漁業

123隻（10t未満）が、日本200海里内において4,163tの漁獲限度量で、5月1日から6月30日まで操業を行い、漁獲実績は3,501tであった。また、19t型の30隻がロシア200海里内において3,240tの割当量を受け、5月15日から7月20日まで操業し漁獲実績は3,176tであつ

表19 太平洋中型さけ・ます流し網漁業の漁獲量

(単位：トン)

	べにざけ	しろざけ	からふとます	ぎんざけ	ますのすけ	計
9年(A)	8,467	11,191	1,539	439	530	22,166
魚種別比較(%)	38.2	50.5	6.9	2.0	2.4	100
8年(B)	5,408	12,502	708	614	141	19,373
魚種別比較(%)	27.9	64.5	3.7	3.2	0.7	100
(A)／(B)×100	156.6	89.5	217.4	71.5	375.9	114.4

た。

(3) 日本海はえなわ漁業

日本200海里内において3tの漁獲限度量を得たが、操業は行わなかった。

2 捕 鯨 業

(1) 商業捕鯨の中断

昭和57年、国際捕鯨委員会（IWC）は第34回年次会議において、1990年までに鯨類資源状態の見直し（包括的評価）に着手するとの条件付きで商業捕鯨の全面禁止（モラトリウム）を決定した。これに対し我が国は条約の規定に基づき異議申し立てを行ったが、米国は日本が商業捕鯨を継続すれば、米国200海里内での対日漁獲割当てを削減すると主張したため、やむを得ざる措置として日米取極を結び、商業捕鯨は1988年より一旦中断した。

(2) 包括的評価とモラトリウムの見直し

従来から検討されていた鯨資源の改訂管理方式が完成し、南氷洋ミンク鯨資源については、100年間の捕獲許容水準が20万頭であることが算出された。しかし、捕鯨を行う際の監視・取締制度等の完成が商業捕鯨再開の前提との決議案が採択されたため、モラトリウムの見直しは先送りとなっている。

(3) 鯨類捕獲調査

我が国は商業捕鯨再開に向けて鯨類資源に関する種々の調査を行っているが、この一環として南氷洋ミンク鯨の生物学的資料収集のための捕獲調査を、国際捕鯨取締条約に従いつつ、1987年度から16年計画で実施しており1995年度よりこれまでの調査を充実改善した拡充調査を開始した。

また、1994年度から北西太平洋ミンク鯨の系統群解明を目的に同海域において捕獲調査を開始した。

(4) 沿岸小型捕鯨

我が国は、従来ミンク鯨を主対象とした操業を行っていたが、モラトリウム決定のため現在はIWC規制対象外鯨種（つち鯨、ごんどう鯨等）のみを捕獲している。この捕鯨は、米国、デンマーク等の国で行われている原住民生存捕鯨（文化的、伝統的重要性からモラトリウム下であっても捕鯨が認められている）と同様の社会的・経済的な性格を有しているので、ミンク鯨の捕獲再開が認められるようIWCに要求しているところである。

3 かつお・まぐろ漁業

(1) 概 況

総トン数20t以上の漁船によって営まれる本漁業は、

その漁船の規模により近海かつお・まぐろ漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業及び母船式かつお・まぐろ漁業の3種類に分けられる。これらは、指定漁業となっており、漁業を営もうとするときは農林水産大臣の許可を受けなければならない。

これらの許可船の隻数は、9年8月1日現在総数987隻で前年より85隻減少した。これは他船へのトン数補充のための廃業等によるものである。

また、52年以降の200海里設定によりすでに10数年が経過したが、沿岸国の中に新規に入漁を認めようとする国もあり、我が国は積極的に優良漁場の確保に努めてきている。しかしながら、既存漁場の入漁協定においては毎年入漁条件が厳しくなる一方、大西洋におけるまぐろの国際的な漁獲規制の強化に加え、みなみまぐろの漁獲枠の設定等、国内的にも対外的にも本漁業をめぐる環境はますます厳しくなる傾向にあり、そのため主要漁種である、くろまぐろ、めばちの漁獲量は減少傾向にある。

一方、経営面では、バブル経済崩壊後の経済低迷、輸入の増大による魚価低下により、多くの経営体で赤字となっており、累積債務も大きなものとなっている。

表20 かつお・まぐろ漁業

(1) かつお・まぐろ漁業許可隻数

(9年8月1日現在)

遠洋かつお・まぐろ漁業	714隻
近海かつお・まぐろ漁業	273隻
合 計	987隻

(2) かつお・まぐろ漁業の漁獲量

(9年、速報値、かつこ内は前年)

まぐろはえなわ漁業	216千t	(205千t)
かつお一本釣り漁業	172千t	(135千t)
合 計	388千t	(340千t)

(2) かつお・まぐろ漁業の振興

かつお・まぐろ漁業の振興を図るため、漁業省エネルギー等新技術開発事業による省エネルギー機器、省力化機器等の開発を進めるとともに、金融面でも漁業再建整備特別措置法に基づく中小漁業構造改善事業により、公庫の長期低利の資金を融通し、省エネルギー漁船の導入等の促進を図るとともに、漁業経営の改善合理化に向けた取組を支援するため、漁業経営改善促進資金等の制度資金を融通している。さらに、経営の悪化した漁業者の金利負担を軽減するため、緊急対策として、漁業経営安定維持資金及び漁業経営再建資金等の融通を行っている。

4 以西底びき網漁業

以西底びき網漁業の許認可隻数は10年1月1日現在

において2そうびき46隻、平均トン数142t、1そうびき6隻、平均トン数163t、1及び2そうびき2隻、平均トン数99tであった。

漁獲量は55年まで20万t程度を保っていたが、56年以降漸減し8年は3万1千tとなった。

経営面では、国際規制の強化及び魚価の低迷等により経営環境が悪化している現状にあるため、8年度の42隻の減船に引き続き、9年度から5カ年計画で高度経営移行型減船を開始し、残存漁船の生産性の向上を図ることにより経営の安定を目指している。

操業面では、同漁船が主漁場としている東海・黄海は中国及び韓国船等が操業している国際漁場であるため、資源保護とその合理的利用の観点からそれぞれ二国間協定を締結しており種々の規制が課せられている。

5 遠洋底びき網漁業

本漁業は、操業区域により5業種に区分されていたが、国内規制を緩和し、漁業者の企業努力により操業機会が確保できるようにするため、平成9年8月1日、業界内の調整が整った北方トロール、転換トロール、南方トロールを一本化し遠洋トロールとした。

平成9年8月1日の許認可隻数は遠洋トロール75隻、北転船27隻、えびトロール18隻の計120隻である。

(1) 遠洋トロール

ア 北方漁場

北方漁場においては、周年又は約半年間をロシア海域に依存しており、ロシア200海里水域の入漁許可を受け、すけとうだらを漁獲対象とするスリ身工船を中心とし操業している。

イ 南方漁場

南方漁場においては、ニュー・ジーランド水域、カナダ水域、南極CCAMLR水域、北西大西洋NAFO水域、北東大西洋NEAFC水域、モーリタニア水域(調査)スリナム水域及び一部の北方漁場を含め、これらの漁場を組み合わせる周年操業を行っている。

なお、現在は主漁場が外国200海里内水域で、単純入漁方式による入漁が不可能な状況となったため、形式用船方式で多くの漁船が入漁している。

(2) 北 転 船

北転船は、ロシア200海里水域で民間入漁及びロシアGG等ですけとうだらを漁獲対象として操業する冷凍船が中心であり、周年ロシア海域で操業している。

(3) えびトロール

えびトロール漁業は、南米北岸の海域(スリナム)においてダブルリガー方式の小型トロール漁船による

えびを対象とした底びき網漁業である。

また、すべての沿岸国は200海里水域を設定したため、えびトロール漁船は厳しい漁業規制の下での操業を強いられており、現在ではスリナムでのみ操業している。

6 北洋はえなわ・さし網漁業

北洋はえなわ・さし網漁業は米国水域を主漁場としまだらを中心に漁獲してきたが、年々規制が強化され、昭和63年には米国水域の割当はゼロとなり、平成元年度「国際漁業再編対策」に基づき10隻の減船を行った。平成9年8月1日の許認可隻数は7隻であり、ロシア民間入漁により操業している。

7 海外いかつり漁業

(1) ニュー・ジーランド周辺水域のいかつり漁業は、昭和48年から大臣承認漁業となり、現在に至っている。

60/61年漁期からTAC(総許容漁獲量)規制が導入されたが、元/2年漁期からは、政府間交渉による割当はゼロとなり、現在は現地合弁会社等に形式的に用船され操業を行っている。9/10年漁期の操業隻数は8隻となっている。

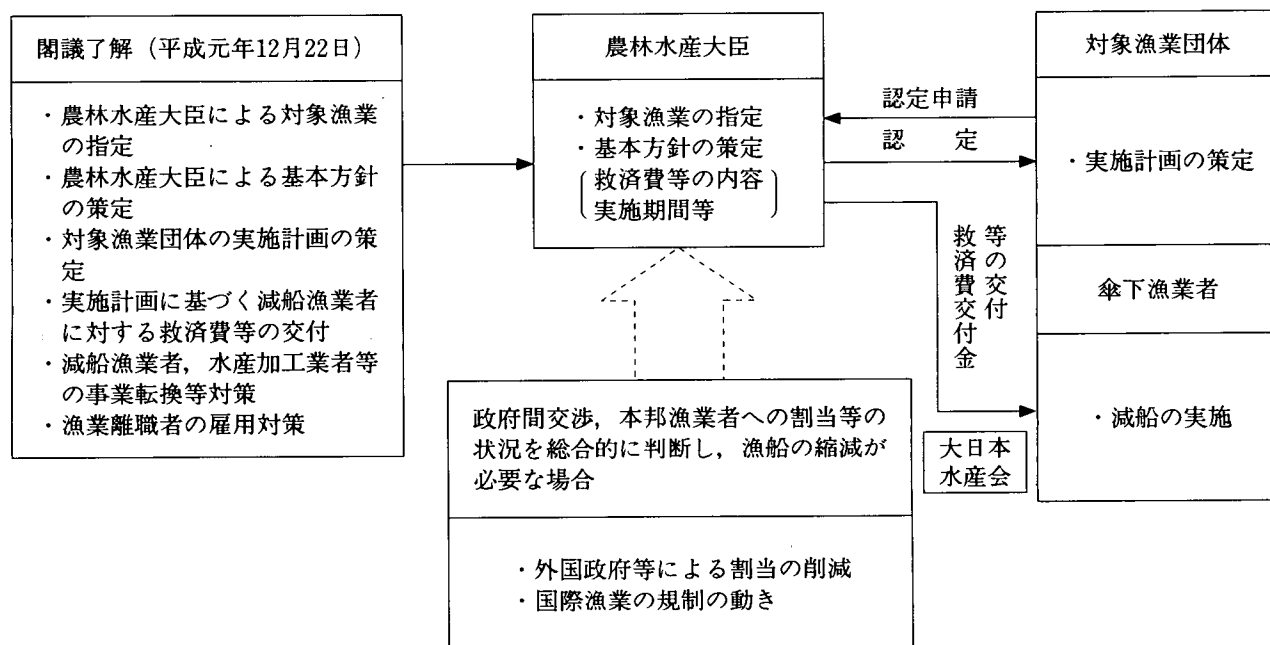
(2) 南西大西洋におけるいかつり漁業は、昭和60年にまづいかを対象として開始されたが、同海域における成績が良好であったこと及び同海域でのいかつり漁業は届出制であり操業規制がなかったことから操業隻数及び漁獲量が急増した。

しかしながら、このようないかつり漁業の急速な拡大に対して、FAO等から資源の乱獲の危険性が指摘されたほか、アルゼンチン200海里水域への侵犯事件の発生等同水域における我が国いかつり漁業の安全操業の確保が困難となってきたことと、まづいカの大量搬入により産地市場の価格が下落したことにより、昭和62年7月から南西大西洋水域を大臣承認制とし、資源保護及び漁業取締り、その他漁業調整の観点から操業隻数の増加の抑制を図ることとした。

9/10年漁期の操業隻数はフォークランド・アルゼンチン海域あわせて41隻となっている。

(3) ペルー200海里の入漁は、アメリカオアカイカを対象に平成2年よりペルー政府が個別に試験操業の許可を発給し始めたことによるが、その後、ペルー政府に対する業界の働きかけが加熱したため同政府は、クォーター、漁獲努力量、入札最低価格、期間等を定めた入札制度を導入した。9/10年漁期の入札については参加していない。

図1 国際漁業再編対策の骨子



8 国際漁業再編対策事業

(1) 事業の趣旨

我が国国際漁業をめぐる情勢が一段と厳しさを増している中で、現在の国際社会における我が国の立場を考えた場合、資源状態等に関する科学的根拠や漁獲実績をもとにした外交交渉によっても、我が国の国際漁業の存在を確保することが必ずしも可能な状況ではなく、漁業種類によって縮減やむなしとの判断をせざるを得ない局面が増加することが予想される。

この場合に重要なことは、漁業者のみならず、関係事業者及び従事者に影響の大きい減船をできる限り混乱なく進めることである。

このため、従来においては、漁獲割当を削減され、出漁できないという状態に至ってから余儀なくされていた減船について、新たに、国際的な情勢を基礎として計画的に実施するとともに、これに伴う所要の対策を総合的に講ずる仕組みを設けることにより、国際的漁業の再編対策を円滑かつ計画的に進めることとし、このことについて元年12月22日の閣議了解を行った。

(2) 事業の概要

ア 特定漁業再編整備対策

漁船の隻数の縮減を実施するための、減船漁業者への交付金の交付等を行う。

イ 減船漁業者および水産加工業者、資材供給漁業者等関連事業者の事業転換等対策

水産加工資金の融通、中小企業体質強化資金助成制

度のうち事業転換等貸付等の活用により、新たな経済的環境の円滑な適応の確保に努める。

ウ 漁業離職者の雇用対策

減船の実施に伴い、特定漁業からの離職を余儀なくされたものについて、その実態に即応しつつ必要に応じ、国際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和52年法律第94号）に基づく措置等を通じ、再就職の促進に努める。

(3) 事業の実績

これまで元年度においては北洋はえなわ・さし網漁業及び東部ベーリングつぶ漁業、2年度においては北洋さけ・ます漁業、3年度においては北洋さけ・ます漁業及び北方底びき網漁業、4年度においては北洋さけ・ます漁業、北方底びき網漁業及び公海流し網漁業、5年度においては北方底びき網漁業、公海流し網漁業、6～7年度においては、公海流し網漁業について引き続き本事業を行った。

なお、8、9年度においては、本事業の実績がなかった。

第11節 国際漁業交渉

1 海洋法に関する国際連合条約の動向

1982年に採択された新たな海洋秩序を構築する「海洋法に関する国際連合条約」は、1994年11月16日に発効した。

我が国についても、1996年7月20日に同条約が効力を生じた。また、「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」、「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律」、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」、「水産資源保護法の一部を改正する法律」等の同条約関連法案も同日より施行された。

2 二 国 間 交 渉

(1) 日ロ漁業委員会第14回会議

1998年の日ロ双方の漁船の相手国200海里水域における操業条件について協議する日ロ漁業委員会第14回会議が、1997年12月1日から12日までモスクワにおいて開催された。

(協議の経過)

日ロ漁業委員会第14回会議は、日本側からは森本稔水産庁次長ほか、ロシア側からはデメンチェフ農業食糧省漁業局長ほかが出席した。協議の中でロシア側は、①資源状況が悪化している魚種については、日本漁船に対するロシア水域内での割当量を削減すべきである、②ロシア200海里水域内でロシア漁船の操業が活発になってきており、日本漁船に対する割当が困難となっている等の主張を行ってきた。

このようなロシア側の主張に対し、日本側は国内漁業者の現状を説明し、双方の妥結点を見いだすことを目指した。特に相互性に基づく操業については、昨年同様、日本側から機材供与等の協力を行う意向を表明し、協議を重ねた結果、次のとおりの内容で合意に至った。

(合意の内容)

(ア) ロシア水域における日本漁船の操業条件

a 相互性入漁

①漁獲割当量は9万5千トン（前年は10万トン）。

②その他の操業条件は概ね前年同。

③日本側（民間団体）からロシア側に対し専門家の研修及び機材の供与を含む協力事業を実施。

b 有償操業

①漁獲割当量は1万1千トン（前年は9千トン）。

②日本側（民間団体）はロシア側に4億8千万円を支払う。

c 共通事項

許可隻数枠は相互性、有償併せて1,100隻。

(イ) 日本水域におけるロシア漁船の操業条件

a 漁獲割当量は9万5千トン（前年10万トン）。

b 操業条件は前年同。

c 許可隻数枠は205隻（前年同）。

(ウ) 寄港

補給及び乗務員の休養のため、前年と同様の条件で双方とも1港に限り寄港を認める。

(エ) 民間協力関係

両国の企業及び組織間での漁業分野における協力の促進について、双方とも関心を有している旨を確認。

(2) 日ロ漁業合同委員会第14回会議

日ロ漁業合同委員会第14回会議が1998年3月10日から17日までの間、東京において開催された。

本委員会においては、当面する漁期におけるロシアを母船国とする溯河性魚類（さけ・ます）の日本による漁獲の条件が決定されるとともに、北西太平洋の公海における生物資源の保存及び管理の問題、日ロ両国の団体及び企業間の漁業分野における協力関係等につき広く意見交換が行われた。

(協議の概要)

日ロ漁業合同委員会第14回会議は、日本側から石田周而水産庁漁政部審議官ほか、ロシア側からはイロマイロフロシア連邦農業食糧省漁業局次長ほかが出席し、東京において開催された。

まず、日本漁船による我が国200海里内でのロシア系さけ・ますの漁獲に関して、ロシア側は当初、資源状況の悪化等を理由に我が国にとって非常に厳しい条件を提示してきた。しかしながら、科学者間の協議を含め、双方が検討を重ねた結果、最終的に次のとおりの内容で妥結した。

○1998年に日本漁船が日本200海里内で漁獲するロシア系さけ・ますの上限量を5,123トンとする（前年同）。
○日本200海里内を回遊するロシア系さけ・ますの保存への協力の一環として、日本側（民間団体）はロシア側に対して6.71億円を下限とし、7.59億円を上限とする額に相当する機械及び設備をさけ・ます再生産のためロシア側に供与する。協力費の額は漁獲実績に応じて決定される（金額、支払い方法ともに前年同）。

次にロシア200海里水域における日本漁船のさけ・ます操業に関して、ロシア側は有償その他相互に受け入れ可能な条件の下で、日本の関係団体に対して15,500トン程度のさけ・ますの漁獲量を提供する用意がある旨を表明し、具体的な操業条件については、協議終了後に開催されるロシア政府と日本の民間団体との間の協議により決定されることとなった。

このほかの議題として、①ベーリング公海漁業問題については、「中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約」の諸規定の適切な運用を図ることが重要であることで一致し、②オホーツク公海については、すけとうだら資源の問題にかか

る日ロ間の協力の有効性が確認されるとともに、日本漁船が行っているカラスガレイ操業の継続が確認された。また、③漁業の分野における両国の民間ベースでの協力については当該協力を今後とも互恵的な形で発展させていくことで一致し、④1998年の漁業の分野における両国政府間の科学技術協力計画が採択される等、幅広い議論が行われた。また、次回会議については1999年の2月または3月にロシアで開催されることとなった。

(3) 日韓漁業協定の実施

我が国と韓国との漁業関係については、日韓漁業協定（昭和40年12月発効）を基礎として両国漁船の周辺水域における操業が維持されている。協定においては、

① 両国が相互に12海里的の漁業専管水域（昭和52年からは、対馬周辺水域の一部を除き領海となる。）を設定する。

② 韓国側漁業専管水域の外側に日韓漁業共同規制水域を設定する（底びき網、まき網漁業等については、この水域内出漁隻数、漁獲量等の暫定的漁業措置を定めている。）

③ 両国の漁業専管水域の外側の水域における取締りについては、漁船の属する国のみが行うこととする（旗国主義）。

④ 合意議事録において、両国が当時設定している底びき網漁業等の規制を遵守するために必要な措置をとる。

⑤ 共同委員会を設置し、毎年少なくとも1回会合し、共同規制水域等の資源状況及び協定の実施状況について協議する。
などが定められている。

協定締結当時の韓国漁業は、小型漁船による韓国沿岸域での小規模な操業が多かったが、その後、漁船の規模・操業海域が拡大し、我が国の西日本周辺水域に進出するようになった。これに伴い、我が国の沿岸・沖合漁業者との間で漁場競合等の問題が生じるようになり、さらに、我が国の領海、協定水域等における韓国漁船の違反操業の問題が多くなった。

また、昭和52年に、ソ連及び米国が200海里漁業水域を設定したことにより、北洋漁場を失った韓国の1000～2000トン級の大型遠洋トロール漁船が、北海道周辺水域での操業を周年化するようになり、漁具被害等の地元漁業者とのトラブルが顕著となった。

これらの問題を解決するため、両国政府間による実務者協議が行われ、昭和55年10月には、日韓双方がそれぞれの水域における操業秩序を維持していくための自主規制措置（第1次）を講じることで合意した。そ

の後、昭和58年10月（第2次）、昭和62年10月（第3次）、平成4年3月（第4次）に自主規制措置の見直し・規制強化が図られてきた。また、第5次自主規制措置は、平成7年5月から実施され、平成9年においても継続されることとなった。

しかし、これらの自主規制措置の強化を講じたにもかかわらず、韓国漁船による船名等を隠ぺいしての違反操業があとを絶たず、また、我が国の沿岸・沖合漁業者との間で漁具被害等のトラブルが多発している。

新漁業協定締結に向けた協議

平成8年に日韓両国とも国連海洋法条約を締結した。国連海洋法条約は200海里水域内の資源管理を沿岸国に義務づけている。

日韓間においても沿岸国主義（沿岸国が自国水域内の資源管理、取締りを行う。）に基づく新たな漁業協定を締結するため、昨年3月から漁業協定改定交渉を開始し、首脳会談6回をはじめとし、30回以上の協議を積み重ねてきたが、合意は得られなかった。

この間、与党から平成8年3月に、1年以内に交渉をまとめ、まとまらなければ現行協定を終了すべきとの申し入れを受け、さらに平成9年9月には速やかに終了通告を行うよう改めて申し入れを受けた。

このため、政府としては、早急に新たな協定を締結することが必要であるとの認識の下、その期限を明確にするため、現行協定の定める手続に従い、平成10年1月23日、韓国政府に対し同協定を終了させるという意思を通告した。

これに対し、韓国側は対抗措置として同日付けをもって自主規制措置を停止し、北海道周辺のオッターロール禁止水域内で操業を続けている。

(4) 日中漁業協定の実施

我が国と中国の間の漁業関係については、日中漁業協定（昭和50年12月発効）を基礎として、東海・黄海における操業が維持されている。協定においては、

① 協定の適用水域は東海・黄海の水域とする。

② 協定水域における漁業規制として、漁船馬力の規制区域、休漁区（禁止期間区域）、保護区（一定期間における入漁隻数規制区域）を設定する。

③ 荒天などの緊急事態のため避難する必要がある場合には、指定された港等に赴き避難することができる。

④ 合意議事録において、両国は航行及び操業の安全等のため並びに海上における事故の円滑な処理のため、自国の漁民を指導する等の措置をとる。

⑤ 共同委員会を設置し、毎年1回定期的にこれを開催して、協定の実施状況の検討や規則措置について

の勧告等を行う。
などが定められている。

協定締結当時の中国漁船は中国沿岸域での操業が多かったが、近年、遠洋漁業の振興に力を入れており、対馬周辺での底びき網漁船及び北海道周辺でのいかつり漁船等による我が国周辺水域での操業の増加に伴い、資源管理措置の減殺、我が国漁船との漁場競合、漁具被害、緊急避難をめぐるトラブルの発生等の問題が深刻化している。

日中漁業共同委員会

平成9年5月7日及び8日の両日、東京において、第21回日中漁業共同委員会が開催された。委員会には、日本側政府委員として尾島雄一元日中漁業協議会会長、石川賢広水産庁次長が、また、中国側政府委員として卓友瞻（ジュオ・ヨウ・ジャン）農業部漁業局局长、甘坐富（カン・ツォ・フー）農業部国際合作司副司长が出席した。委員会の概要は次の通りである。

① 日中漁業協定の実施状況を検討し、両国は協定が双方の努力により円滑に運営されていることで意見の一致をみた。

② 東海・黄海における底魚資源の状況は一部の魚種を除き極めて低い水準にあること、浮魚資源については全体として安定しているとみられるが、今後の資源動向に注意が必要であることで意見の一致をみた。

③ 多国間漁業問題（CITES, APEC, IWC等）につき意見交換を行い、日中は同じ立場であることで意見が一致し、お互いの理解を得ることができた。

④ 我が国延縄漁船と中国漁船との操業トラブルの防止対策について、1996年8月の日本側延縄漁業関係者の訪中によりトラブルは減少した。また、1996年11月には中国から訪日し西日本漁業関係者と協議を行うなど今後も漁業者間の交流を深めていくことで意見の一致をみた。

日中新漁業協定

日中間においては、国連海洋法条約の趣旨に則した新たな協定を締結するため、平成8年4月から交渉を開始し、平成9年9月に実質合意に達し、同年11月11日に日本側小淵恵三外務大臣と中国側徐敦信駐日特命全権大使との間で新協定に署名を行った。新協定においては、

① 協定の対象水域を日中両国の排他的経済水域全域とし、原則として沿岸国主義に基づく相互入会いの措置をとり、沿岸国は資源状況を考慮して相手国漁船の漁獲割当量その他の操業条件を決定し、許可及び取締りを行う。

② 東シナ海のうち北緯30度40分線と北緯27度線の

間の日中両国から概ね距岸52海里以遠の水域は、暫定措置水域として共同で資源管理を行い、取締りは自国の漁船に対して行う。

③ 北緯27度以南の東シナ海及び東シナ海より南の東経125度30分以西の協定水域（南シナ海の中国の排他的経済水域を除く。）は既存の漁業秩序を維持する。

④ 日中漁業共同委員会を設置し、相互入会水域の操業条件及び北緯27度以南水域の資源管理について協議し、両国政府へ勧告するとともに、暫定措置水域の共同管理措置を協議し決定する。

などが定められている。

なお、本協定は、効力発生のための日中双方の国内手続きが完了した後、両国の政府の公文の交換によって合意される日に効力が発生し、同時に現行協定は効力を失うこととなっている。

(5) 日米漁業協議

米国200海里内において我が国漁業の枠組みとなっていた日米漁業協定については、1991年末に期限が満了し、同水域における対日漁獲割当量、洋上買魚ともゼロとなったことから、延長を行わなかった。

しかしながら、水産分野における日米の意見交換は重要であるとして、同協定の失効後、種々の漁業問題を討議するために定期的な実務者漁業協議の場として日米漁業委員会が設立され、1992年1月東京において第1回協議を行った。

第6回協議は1998年2月ワシントンで行われ、国連公海漁業協定及びFAOフラッグング条約の早期発効に向けての努力、各海域におけるまぐろ漁業問題等両国の関心を有する国際的な漁業問題について意見交換が行われた。

(6) 日加漁業協議

1997年4月、東京にて日加漁業協議が開催され我が国からは森本審議官他水産庁から担当官が出席した。

本会議では、1997年の対日漁獲割当、水産物貿易、国際水産資源管理等について協議が行われた。同協議を踏まえ、加政府は後日対日漁獲割当を発表、北西大西洋沖合において、加が有するNAFO海域の漁獲枠のうち、最終的にシルバーヘイク1,083t、アカウオ355t、マツイカ1,240tが移譲されることとなった。

(7) 日・ニュージーランド漁業交渉

1978年9月に発効した日・NZ漁業協定に基づき、毎年、我が国漁船のNZ水域における操業条件が決定されてきていた。（近年操業を行っていたのは、まぐろ延縄漁船のみで、これも急速の減少。）96/97漁期より、我が方と先方の入漁条件が折り合わず、我が国漁船の操業が行われなくなったことから、NZ側は協定を不

必要とし、97年9月をもって協定は失効した。

(8) 日・パプアニューギニア漁業交渉

1981年1月に締結された日・パプアニューギニア民間漁業取極により、従来、我が国まぐろ漁船が入漁していたが、86年12月、パプアニューギニア側が従来の入漁料より2倍以上の値上げを要求、このため交渉は決裂し、協定も87年3月をもって失効した。

(9) 日・キリバス漁業交渉

1978年6月に締結された日・ギルバート諸島漁業協定（キリバスの独立は79年7月12日）に基づき、93年10月以降の操業条件に関する協議が93年9月に行われ、具体的な操業条件を定めた民間漁業協定が締結された。まぐろ延縄、かつお一本釣り船については、入漁料が月毎に魚価とともに変動し、船別航海毎に支払う方式となり、民間協定の有効期限は自動延長されることとなった。97年2月に開催された協議では、入漁料を巡って、その引き上げを要求するキリバス側と、現状維持を主張する我が国との間で意見の隔たりがあり、双方歩み寄ることなく決裂したため、民間協定の破棄通告がキリバス側より発せられ、97年6月6日を以てまぐろ延縄漁船及びかつお一本釣り船の入漁は中断されることとなった。その後、97年9月に交渉が再開され、協議の結果現行の入漁料により、10月1日よりまぐろ延縄漁船及びかつお一本釣り船の入漁が可能となった。98年2月の我が国漁船の一航海あたりの入漁料は、100トン未満の延縄漁船が約160万円、100トン以上の延縄漁船が約213万円、一本釣り漁船が約192万円となっている。また、まき網漁船については、1995年7月20日に試験操業の協定が締結されており、98年1月の交渉ではまき網漁船についても、入漁条件の若干の変更を行って入漁の継続が認められた。入漁料は年間許可100万円、漁獲高の5%が100万円を超える場合は差額を補填することとなった。また、先方より協定文の修正が提案され、これについては翌98年1月に交渉を行っており、引き続き検討されることとなっている。

(10) 日・ソロモン漁業交渉

日・ソロモン200海里水域への我が国まぐろ延縄漁船及びかつお一本釣り船の入漁は1979年9月に発効した日・ソロモン漁業協定に基づいて行われてきたが、88年4月ソロモン側より、政府間協定の下に操業条件を定めた民間取極の終了通告が出され、以後4回にわたる終了期限の延長を繰り返してきた。その後、90年12月に新しい民間取極が締結され新しい操業条件が定められた。入漁料支払方法は従来通りに船別航海毎に支払うこととし、96年8月の1航海あたりの入漁料は、

まぐろ延縄漁船100トン未満約197万円、100トン以上307万円、かつお一本釣り約195万円となっている。

(11) 日・オーストラリア漁業交渉

1979年11月に発効した日・豪漁業協定に基づき、毎年「日本国のまぐろ延縄漁業に関する日本国政府とオーストラリア政府の間の補足協定」が締結されてきている。しかしながら、豪州側は「みなみまぐろ保存委員会」で国別割当が決定できない場合、日豪漁業協議を行わないという立場をとっており、97年度のミナミマグロ保存委員会で資源評価をめぐる意見の対立から国別割当が決定できなかったため、我が方がミナミマグロ保存委員会と日豪漁業協定とは本来リンクされるべきではないとの主張したにもかかわらず、97年度は日豪漁業協議は行われていない。その結果、現在豪州水域への入漁は行われておらず、我が国マグロ漁船の寄港も拒否されている。

(12) 日・フランス漁業交渉

1979年7月に発効した日・フランス漁業取極に基づき、97年7月にパリで開催された日・フランス漁業協議において、先方はランプサム方式を基本とした入漁料計算に固執し、我が方としてはこの条件は受け入れられないものだったため、交渉が決裂し、97/98漁期の我が国漁船の太平洋仏領水域への入漁は行われていない。

(13) 日・南アフリカ漁業交渉

1977年12月に発効した日・南アフリカ漁業協定に基づく1998年1月から12月までの我が国まぐろ延縄漁船の操業条件について、97年11月にケープタウンにおいて政府間協議が開催された。その結果、97年のまぐろ延縄漁船の操業条件は、①上半期、下半期各々の最大同時許可隻数85隻、②半年許可料1,479千円/隻、通年許可料1,917千円/隻③ビンナガ、メカジキ、その他のカジキの混獲枠を設定するなどで決着した。

(14) 日・インドネシア漁業交渉

インドネシアは、1980年3月群島基線の外側200海里の経済水域を設定し、81年以降国内法整備ができるまでの暫定措置として、我が国のかつお一本釣り及びまぐろはえなわ82隻に限り許可発給を行っていた。83年10月に同国は、200海里経済水域法を制定し、以降3回にわたり我が国と漁業交渉を行ったが、入漁料等の操業条件が折り合わず、84年以降同国水域から我が国漁船は撤退している。87年代理店を通じた個別入漁方式が導入されたが、インドネシア側には当分の間政府間または民間の入漁協定を締結する意志がないため、我が国漁船の安全操業等には依然問題がある。

(15) 日・ミクロネシア連邦漁業交渉

1984年8月に行われた交渉により、同月以降のまぐろはえなわ、かつお一本釣り、まき網船の操業条件等が協議され、入漁料が月毎に魚価とともに変動し、船別航海毎に支払う方式及び有効期限の自動延長が採用された民間取極が締結された。98年2月の1航海当たり入漁料は、まぐろはえなわ20t未満約46万円、20t以上約91万円、かつお一本釣り約216万円、単船まき網約380万円、また、外地陸揚げを行なうまぐろはえなわは3ヶ月間の許可となっており、まぐろはえなわ20t未満152万円、20t以上約180万円。95/96年度の機材供与は、7,400万円相当。

(16) 日・マーシャル諸島漁業交渉

1981年4月に発効した日・マーシャル漁業協定に基づき、93年9月に行われた交渉により、93年9月以降の日本漁船の操業条件等が協議され、まぐろ延縄船及びかつお一本釣り船については、入漁料が月毎に魚価とともに変動し、船別航海毎に支払う方式となり、操業条件の有効期限は延長されることとなった。98年2月の1隻当たりの入漁料は、まぐろはえなわ約159万円、かつお一本釣り約87万円。91/92年以降の機材供与は廃止された。まき網漁船については、93年9月より、試験操業という形で入漁が可能となっており、97年10月の協議で、97年10月～98年8月が70万円、98年9月から99年8月が80万円で、いずれも漁獲金額の5%がこれを越えた場合、差額を補填することとなった。

(17) 日・パラオ漁業交渉

これまでパラオ200海里水域への我が国の漁船の入漁は、1984年に発効された民間入漁取極の暫定延長により行われてきた。暫定期間中の入漁料支払方式はランプサム一括支払方式による期間毎許可であったが、92年1月に船別支払方式で操業期間も年間あるいは航海毎が選択できる新しい入漁取極が合意され、同年2月より新取極により入漁が開始された。新しい操業条件は以下の通り。①有効期間：93年2月1日～94年1月31日、その後は自動延長、②入漁料：(98年2月1日から99年1月31日までの年間許可)まぐろ延縄20トン未満約32万円、20トン以上約26万円、かつお一本釣り約26万円、単船巻き網約129万円。(航海毎許可料)まぐろ延縄20トン未満約33万円、20トン以上約66万円、かつお一本釣り約27万円、単船巻き網86万円、③許可隻数：290隻(ただし、まき網35隻まで)。

(18) 日・トゥヴァル漁業交渉

1986年6月に締結された日・トゥヴァル漁業協定に基づき、98年2月に日本漁船の操業条件に関する協議が行われ、同3月1日からの操業条件は、かつお一本

釣り漁船については90万円の船別航海毎方式、マグロ延縄船は200トン未満が50万円、200トン以上が70万円の船別航海毎方式、まき網漁船が年間90万円で漁獲量の5%が90万円を上回る場合差額を補填することで決着した。

(19) 日・ナウル漁業交渉

1994年6月に行われた交渉により、同年7月以降の日本漁船の操業条件が協議された。まぐろはえなわ、かつお一本釣りについては、入漁料を、船別航海別に支払う方式(96年7月から97年6月までの1航海当たりの入漁料は、まぐろはえなわ船100t未満約50万円、100t以上は61万円、かつお一本釣り約26万円)とし、まき網船については、年間1隻当たり100万円、ただし水揚げ金額の5%が上記金額を上回る場合は、入漁料が水揚げ金額の5%となるよう追加払いする方式及び有効期限の自動延長が採用された民間取極が締結された。

(20) 日・フィジー漁業交渉

98年2月に行われた交渉により、新しく締結する日・フィジー漁業協定の協定文は、事務レベルで合意された。98年度中に、我が国漁業団体と、先方政府との署名がなされる予定。予定されている1航海あたりの入漁料は、延縄船は30万円、かつお一本釣り船は30万円、まき網船は50万円。

(21) 日・モロッコ漁業交渉

1997年9月11日から1998年9月10日までの1年間の我が国まぐろ延縄漁船の操業条件等についての協議を行うため、1997年9月に東京において日・モロッコ漁業交渉が開催された。

その結果、操業条件等は、①入漁料2,000ドル②ライセンス料37,500ディルハム③科学オブザーバー経費35,000ドル④30名以上のモロッコ人漁船員の雇用、などで合意された。

3 多 国 間 交 渉

(1) 国際捕鯨委員会 (IWC)

第49回国際捕鯨委員会 (IWC) 年次会議は、9月26日から10月11日まで(科学委員会及び各種作業部会：英国ボーンマス)及び10月17日から10月24日まで(技術委員会及び本会議：モナコ公国モンテカルロ)において加盟国39カ国中32カ国が出席して開催された。

ア ワシントン条約の結果に対する評価

本年6月ワシントン条約 (CITES) 第10回締約国会議では、鯨のダウンリスティング提案が50ヶ国以上の支持を集め、反対派と拮抗し、鯨の持続的利用容認傾向は広がった点に注目が集った。これに米国は異を唱えたが、議長(豪)は、IWCにおいても迅速にRMS(鯨

資源の改定管理制度)を採択し、CITESの期待に応えるべきとの立場を示した。

イ アイルランド妥協案を巡る反捕鯨国側の分裂

アイルランドは、捕鯨国と反捕鯨国の強硬な対立によりIWCが崩壊の危機にある点を懸念し、当面の妥協案が必要と述べ、具体的には以下のパッケージを提案(口頭)した。

①RMS(鯨資源の改定管理制度)の採択、②沿岸に限定した捕鯨再開(公海捕鯨は再開しない旨を言外に示唆)、③鯨肉消費の地域限定(国際取引は行わない旨を言外に示唆)、④鯨類捕獲調査のフェーズアウト、⑤ホエールウォッチングの規制導入

今回は、個別項目に関する詳細な議論を行う時間の余裕がなかったため、次回オマーン会合までの間に中間会合を持ち、議論を迅速に進めるか否かが争点となった。結局、「商業捕鯨再開には原則として反対であり、中間会合は回避したい」とする強硬な反捕鯨国(米、NZ、豪、ブラジル、チリ、アルゼンチン)がその他の穏健な反捕鯨国から孤立する状況が浮彫りとなった。なお、本件については、平成10年2月に議長(アイルランド)の呼び掛けにより、中間会合が開催された。同会合では、捕鯨支持国と反捕鯨国双方が従来の基本的なポジションを終始維持した格好になったものの、かかる議論を次回IWCにおいても粘り強く継続すべきとの点で各国の合意が得られた。

ウ 改定管理制度(RMS)に必要な監視取締制度について

我が国が提案した改定管理制度(RMS)完成に必要な監視取締制度のテキスト案は、前向きな貢献として評価された。なお、テキスト最終化に向けて、蘭が事務局と共同して締約国の意見を取り入れながら、修正案を次回会合に提出することになった。

エ 我が国の沿岸小型捕鯨のためのミンク鯨50頭暫定枠

我が国は、伝統的に沿岸捕鯨に依存してきた宮城県鮎川、北海道網走、和歌山県太地、千葉県和田浦の沿岸小型捕鯨については、原住民生存捕鯨と同様、文化的、社会的経済的意義が認められるものとして、これらの地域の窮状を救うためにミンク鯨50頭の暫定枠を要求したが否決された。ただし、賛成票の数は12票と過去最高となった。

オ 我が国のミンク鯨捕獲調査

科学委員会においては、我が国の南水洋ミンク鯨捕獲調査は、鯨の資源管理に有用な情報をもたらすとして高く評価されたが、本会議においては、南水洋サンクチュアリーにおける捕獲調査は差控えるべき等の主

張があり、南水洋については自粛を求める決議、北太平洋については再考を要請する決議がそれぞれ採択された。ただし、同決議については、反対票は、11票となり、過去最高となった。

カ 電気銃に関する妥協成立

我が国は、鯨の二次的捕殺方法として電気銃を用いているが、これが残酷であるとして英、NZは使用禁止のための条約付表修正を提案した。しかしながら、日本側が、自主的な措置として、今後はライフルを主に用いる方針を表明したところ、これが前向きの対応であると評価され、英、NZは、電気銃の使用禁止を求める付表修正提案を撤回した。

キ 秘密投票に関する日本提案

我が国より全締約国が反捕鯨国及び環境NGOの圧力を受けずに自由に意志を表現できるようIWCにおいて秘密投票制を導入すべきとの提案をおこなった。カリブ諸国等が強い支持を示したが、米、英、豪、NZ、蘭等がIWCの透明性に問題が生じるとして反発した。本件は、更に妥協を模索すべきとして継続審議となった。

ケ 協調路線に向けた動き

従来のIWCでは反捕鯨国と捕鯨国の間には対立一辺倒であったが、本年は、協調路線に向けて変化し始めた点が確認できた。

(2) 北太平洋溯河性魚類委員会(NPAFC)

北太平洋におけるサケ・マス資源の保存を目的とした同公海海域におけるサケ・マス漁業の禁止を主たる内容とした「北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約」は、1993年(平成5年)2月16日に発効したが、本条約に基づき「北太平洋溯河性魚類委員会(NPAFC)」の年次会議が93年以降毎年開催され、締約国間の取締り協力、サケ・マス資源に関する科学的知見等について協議が行われている。

97年については、第5回年次会議がカナダ(ビクトリア)において10月27日から31日に開催され、条約加盟国である日本、米国、カナダ、ロシアの4か国の他、オブザーバーとして韓国及びPICES(北太平洋海洋科学機関)が出席した。

主な討議内容としては、各国の取締り及び取締り協力の成果として、97年において加盟国の条約違反船が一隻も現認されなかったことが報告され、98年についても97年と同様の取締り協力を行っていくことが確認された。なお、非加盟国の漁船については、日本、米国、カナダによる共同の取締りで、97年中に3隻が現認されたことから、依然として公海域における流し網漁船の操業が継続されているとして、取締りの必要性

が再確認された。

非加盟国対策については、前回合意内容（非加盟国に対し、必要に応じ、FAOで策定された「公海上の漁船による国際的な保存・管理措置の遵守を促進するための協定」に加盟するよう働きかけていくこと）が確認された。また、韓国及び中国に対しては引き続き本条約への加盟を働きかけていくことを確認した。

科学的な議論としては、特に、現在、太平洋域で発生中のエル・ニーニョ現象に代表される海洋環境の変化がサケ・マス資源に及ぼす影響について、各国が大きな関心を示すとともに、今年度、米国アラスカ州へのベニザケ回帰量が予想を大きく下回った状況についても、各国が活発な意見交換を行った。これらについては本条約の下でも各国調査協力を緊密に行うことで対応していく必要性が討議された他、98年3月にカナダ・バンクーバーにおいてこの点に関するワークショップを開催することが決定された。

次の第6回会議は、98年10月または11月にロシアにおいて開催されることが決定された。

(3) 北西大西洋漁業機関 (NAFO)

200海里時代の新たな海洋秩序に対応するため、北西大西洋漁業国際委員会 (ICNAF) は、1980年1月1日をもって廃止され、現在は新条約に基づき1979年1月1日より機能を開始している北西大西洋漁業機関 (NAFO) が、条約規制海域における底魚を主とした漁業資源管理機関として活動している。

本機関第19回年次会議は1997年9月14日から19日までセントジョーンズ（カナダ）にて開催され、我が国からは米澤政府代表、他外務省、水産庁担当官及び業界代表が出席した。

本年次会議においては、新たな資源管理・取締措置の導入の検討、及び1998年の総漁獲量及び国別配分について討議され、アカウオの総漁獲許容量2万t、うち我が国への割当が520t以下、及びカラスグレイトの総漁獲量が2万t、うち我が国への割当2,050tと決定がなされた。

(4) 全米熱帯まぐろ類委員会 (IATTC)

第58回会合が1997年6月3日～5日までコスタリカで開催され、キハダ、メバチの資源量動向については浮魚礁 (FADS) を用いる巻き網漁法が資源に悪影響を与えていることが示唆され、今後作業部会を設けて管理手法を検討することとなった。なお、キハダの97年の漁獲量については当初22万ショートトン、その後資源状況に応じて1万5千トンづつ3回まで増加させ最大26万5千tとすることが合意された。

第59回会合が1997年10月28日～31日まで米国のラホ

ヤで開催され、イルカを混獲する巻き網漁業を行うメキシコ等のラテンアメリカ諸国が共同でイルカの混獲削減を目的とした国際イルカ保存計画を拘束力のある条約の形にするための検討が行われた（我が国は本海域で巻き網漁業を行っていないことから本条約には参加していない）。

(5) 大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT)

第15回通常会議は、1997年11月14日～21日までスペインのマドリッドで開催され、我が国から野村水産庁参事官ほか出席した。

本会議においては、大西洋においてメバチマグロを対象とする80トン以上の漁船のICCATへの通報、1998年会議での操業隻数の上限の検討を内容とする勧告が採択されたほか、パナマ、ベリーズ、ホンジュラスがICCATの定めるクロマグロの保存の効果を減殺している国として再特定され、ベリーズ、ホンジュラスからの大西洋産クロマグロの輸入禁止を継続すること、パナマについては、1998年1月から同国からの大西洋産クロマグロの輸入禁止を実施することが合意された。

(6) 南極海洋生物資源保存委員会 (CCAMLR)

南極海洋生物資源について利用を含めた保存管理を行っている南極海洋生物資源保存委員会の第16回年次会合が、1997年10月27日から11月7日にかけてオーストリアのホバートにおいて開催された。同会合では、特にマゼランアイナメの不法操業問題が議論され、それらに対抗するための各種保存措置が採択された。

(7) みなみまぐろ保存委員会 (CCSBT)

第4回委員会年次会合が97年9月にキャンベラにおいて開催されたが、懸案であった非加盟国問題などには一定の進展がみられたものの、1997/98年漁期のみなみまぐろ総漁獲可能量及び国別割当量については、みなみまぐろ資源の状況に関する見解の相違から、総漁獲可能量を増加させるべきとする我が国と、これを増加させるべきではないとする豪州及びNZとの間で意見が分かれ決着が得られなかった。その後も協議を再会して話し合いを続けたが、合意することができなかったことから、97/98漁期については国別割当が決定されていない。

このため、97/98漁期については、各国が自主的に昨年と同量の漁獲枠、すなわち日本6,065トン、豪州5,265トン、NZ420トン、に基づいて操業を行っている。また、我が国と、豪州・NZの資源量に関する見解の相違を解決することを目的として、我が国が独自でミナミマグロの調査漁獲を行うことを検討している。

(8) 中部及び西部太平洋における高度回遊性魚種資源の保存管理に関する多国間ハイレベル会合 (MHLC)

我が国かつおまぐろ漁船にとって、重要な漁場である太平洋の中部及び西部には、現在までのところ地域漁業管理機関が存在しておらず、ここ数年、中国、韓国、台湾等の新興の遠洋漁業勢力が漁獲を大きくのばした結果、資源の悪化のきざしが見えはじめている。そのような状況を受け、同水域における漁業国、沿岸国が協力し、資源管理を行おうという流れが本格化しており、97年6月にマーシャル諸島の首都マジュロで開催されたMHLC2において、2000年を目途に、この水域に地域漁業管理機関を設立するというマジュロ宣言が全会一致で採択された。我が国としても、同水域における資源管理を重視しており、このプロセスに積極的に取り組むべきとの立場から、MHLCの第3回会合を我が国で開催することとしている。

(9) ペーリング公海漁業問題

「中央ペーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約」(ペーリング公海漁業条約)に基づく第2回年次会議が11月5日から7日までの間、シアトルにおいて開催された。年次会議には加盟6か国(日本、中国、韓国、ポーランド、ロシア、米国)に加え、オブザーバーとしてカナダ及びNPAFC(北太平洋溯河性魚類委員会)事務局が出席した。なお、年次会議に先立ち、11月3日から5日の間、科学技術委員会が開催された。

(協議の概要)

科学技術委員会

ペーリング公海を含むアリューシャン海盆スケトウダラ資源については資源量を直接的に推定するためのデータは十分ではないものの、種々の調査結果から資源量は昨年を下回る過去最低の水準にあることで意見が一致したほか、各国の1998年調査計画、今後の漁業の管理方策に関する事項についての討議が行われた。

年次会議

科学技術委員会の報告を受けた年次会議では、1998年におけるペーリング公海における漁獲の再開の可否について、沿岸国側は引き続き漁獲停止の継続を主張し、漁業国側は資源量に応じた一定量の漁獲可能量の設定を主張したが、科学技術委員会の報告及び各国の試験操業の結果等を勘案し、引き続き漁獲停止の継続を受け入れ、1998年度における漁業は行わないことが合意された。

また、条約の規定に基づく各種文書(中央ペーリング海視察員計画等)が採択された。

次回年次会議については、1998年10月又は11月に日

本において開催されることとなった。

(10) ストラドリング・ストック (SS) 及び高度回遊性魚種 (HMS) に関する国連協定

1992年6月リオ・デ・ジャネイロで開催された「国連環境開発会議 (UNCED)」においてストラドリング・ストック及び高度回遊性魚種資源の保存・管理についての沿岸国の優先的権利の主張がなされた。それに対し、我が国、EC、米国等「国連海洋法条約」の規定を逸脱しているとの反論により、結局、国連主催の政府間協議で検討されることとなり、ニューヨークの国連本部において1993年4月に第1回会合が開催され、1995年8月第6回会合でコンセンサスにより協定が採択された。

本協定は、国連海洋法条約の関連規定を通じたストラドリング・ストック及び高度回遊性魚種の保存と合理的利用を確保するための方策及び国際的な協力のあり方を規定するものである。

本協定には、保存管理措置について、科学的根拠に基づいた保存管理措置、200海里水域内外の保存管理措置の一貫性の確保、公海上の資源について重要な任務を担う地域漁業管理機関の果たすべき機能、地域漁業管理機関非加盟国の取扱いについて記述されている。また、取締については、有効な監視体制の構築、違反漁船に対する旗国の責任、及び違反の発見の場合の手続等を記述してある。なお、紛争可決については、国連海洋法条約に規定されている紛争解決手続きにしたがって解決を図ることとされている。

本協定は、1995年12月から1年間署名のため開放され、30か国の批准の後発効する。我が国は1996年11月に署名を行った。

(11) 食料安全保障のための漁業の持続的貢献に関する国際会議

1995年12月、京都にてFAOの協力の下、我が国政府主催で開催された。同会議には、95か国の政府関係者、11の国際機関、9の国際的な非政府組織 (NGO) が参加した。

この会議において、漁業は食料供給・雇用創出・所得確保等多くの面から食料安全保障に大きく貢献しているとの各国共通の認識が確認された。さらに、将来の水産物供給を増大させるためには、適切な資源管理措置、資源の有効利用、適切な水産物貿易等を実施するほか、水産物利用における地域間・国家間の経済的文化差異の尊重とその重要性の研究を推進すべきこと等をまとめた京都宣言及び具体的な行動計画が採択された。この行動規範及び計画は、FAO水産委員会等の漁業に関する国際的な枠組みにおいて承認あるいは